

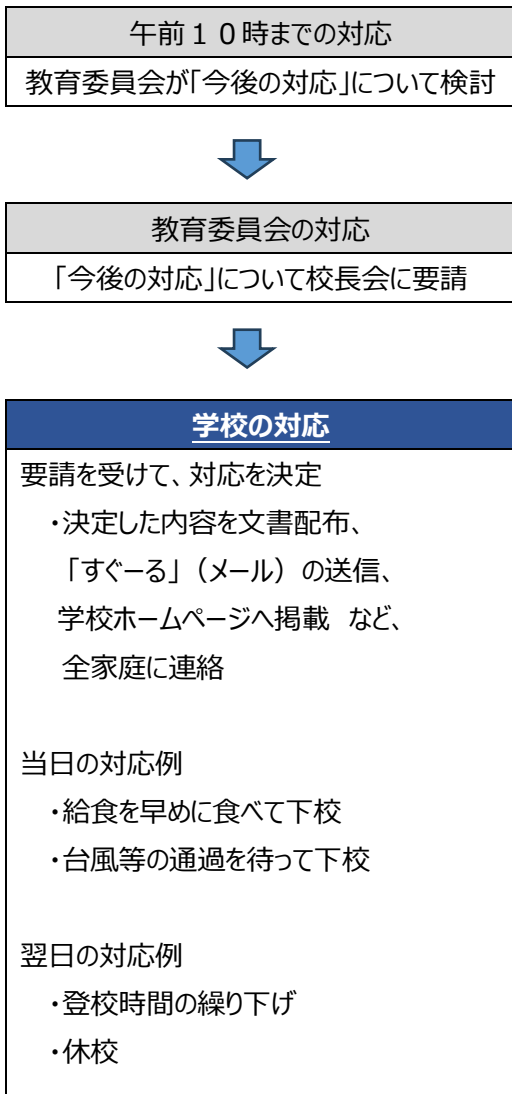
調布市立学校における非常変災等の対応フローチャート

○ **学校教育法施行規則 第63条**

非常変災その他急迫の事情があるときは、**校長は**、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。

台風接近、異常気象など非常変災等の発生

児童生徒が登校しているとき



児童生徒が登校していないとき

